

平成29年度
第2回長浜市景観審議会
会議要点録

長浜市景観審議会

平成29年度第2回長浜市景観審議会 会議要点録

○日 時 平成29年11月16日(木) 午後3時10分から午後4時30分まで

○場 所 長浜市役所1階 多目的ルーム2

○出席委員 8人
奥貫隆(会長)、大村悟子、小財憲司、大神敏臣、辻村耕司、中西恭子、松居弘次、吉井茂人(敬称略)

○欠席委員 4人
石井良一(副会長)、吉見静子、立花丈太郎、西寫照毅、(敬称略)

○事務局 4人
嶋田課長、雨森副参事、丸山主幹、不嶋主事

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・次第
- ・資料1:長浜市景観審議会委員名簿
- ・資料2:長浜市景観審議会の設置等に関する規定について
- ・資料3:長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
- ・資料4:琵琶湖辺における広域的景観形成の取組について
- ・資料5:視点場カルテ(長浜市関連分)
- ・資料6:太陽光発電設備に係る参考資料

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

- ・嶋田課長からあいさつ

3 審議事項

諮問第29-2号 琵琶湖辺における広域的景観形成の取組について

●景観影響調査の運用について

(事務局)

- ・資料4、資料5に基づき長浜市における景観影響調査の対象行為(素案)等について説明

(委員)

- ・工作物とは具体的にはどのようなものなのか。

(事務局)

- ・携帯電話基地局や電柱、鉄塔、フェンス、塀等が該当する。

(委員)

- ・13mの建築物というのは何階建てくらいか。

(事務局)

- ・3～4階くらいがその高さになる。

(委員)

- ・新築だけでなく、増改築や外観の変更も景観影響調査の対象とすると、既存の3階建の建築物での行為も景観影響調査の対象となるということか。

(事務局)

- ・そうである。

(委員)

- ・他市の視点場からの景観影響調査だけでなく、長浜市内における景観影響調査も実施されるのか。

(事務局)

- ・まず、長浜市内における景観影響調査が実施されることになる。必要があれば、広域的景観形成基準による景観影響調査も実施され、視点場が他市であれば調整会議等を行う。

(会長)

- ・景観影響調査が実施された場合、景観審議会が開催されることになるのか。

(事務局)

- ・これから整理していくことになるが、広域調整が必要な案件等は景観審議会でご審議いただくことになるかと思う。

●太陽光発電設備等を景観届出対象にすることについて

(事務局)

- ・資料4、資料6に基づき長浜市における太陽光発電設備等の設置に係る届出対象行為及び景観形成基準（素案）について説明

(委員)

- ・重点区域を除いた景観重点区域以外においても、太陽光発電設備の設置が景観届出対象になるのか。

(事務局)

- ・資料4のP. 17にある基準を超えるものが、届出対象となる。一般住宅については、ほぼ届出対象外となる。

(委員)

- ・届出者は施主か、それとも、設置する業者か。

(事務局)

- ・届出者は施主になるが、設置業者に手続が委任されることが多い。
- ・太陽光発電施設の設置を景観届出の対象に加えるに当たり、業者等への周知が必要である。

(委員)

- ・再生可能エネルギーの普及促進がされており、太陽光発電設備は一般的には環境にいいものというイメージで、景観を阻害するものという印象はあまりないのではないか。

(事務局)

- ・一般住宅に設置される太陽光発電設備が景観を阻害するような形で設置されることはほとんどないと考えている。
- ・届出が必要となっても、設置を認めないということではない

(委員)

- ・重点区域を除く市全域において、資料4のP. 20の意匠の「道路、公園など公共の場所から見えにくい位置に設けるか、見えにくくします。」という基準を、太陽光発電設備に対して適用するのは厳しいのではないかと感じる。また、資料4のP. 19にある景観形成重点区域のパネルの色彩の指定も厳しいように感じる。例えば、周辺景観と調和したものにするというような表現の方がいいのではないかと感じる。

(事務局)

- ・表現の仕方については、改めて検討する。

(会長)

- ・滋賀県景観行政団体協議会で示された「標準モデル」を基に、各市が基準を定めていくということだが、各市が自由に基準の文言や表現を考えていくことは可能なのか。

(事務局)

- ・琵琶湖沿岸景観形成重点区域においては、「標準モデル」を基に、太陽光発電設備の設置について景観届出対象にすることについて合意がされているが、各市の実情に合わせて、文言等を変更することはできる。また、その他のエリアでの基準については各市に裁量がある。ただ、各市が「標準モデル」や草津市の基準等を参考にして、割と似通った基準が定められていくと考えられる。

(会長)

- ・本日の意見を基に事務局(案)を修正し、次の審議会で引き続き、審議を行っていくこととする。

4 その他

(事務局)

- ・今後の予定について連絡
1月頃、平成29年度第3回景観審議会を開催し、長浜景観広告賞の選定(第2次審査)及び、広域的景観形成の取組についてご審議いただく予定

5 閉会

- ・嶋田課長からあいさつ